

## 報告 17

長与町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例に係る専決処  
分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第2項の規定により報告します。

令和8年9月1日

長与町長 吉 田 慎 一

## 専 決 処 分 書

長与町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

長与町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

長与町認可地縁団体印鑑条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第19条第1項第1号の」を「第18条の3第1項第6号に規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

令和8年8月14日

長与町長 吉 田 慎

